

国 地 契 第 1 5 3 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

各地方整備局総務部長 あて

大 臣 官 房 地 方 課 長

地方整備局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に関する
指名停止等措置に係る苦情処理手続の取扱いについて

地方整備局所掌の工事請負契約に関しては、今般、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 1 8 年 3 月 3 1 日付け国地契第 1 5 0 号）が制定されたところであるが、地方整備局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に関する苦情処理手続については、当分の間、同要領を準用されたい。